

大阪市財政調整基金条例案

(設置)

第1条 年度間の財源の調整を図るための資金を積み立て、もって本市財政の健全な運営に資するため、大阪市財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計の決算上の剰余金の全部その他予算からの繰入金をもって積み立てる。

(運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て

るとき

(5) 償還期限を繰り上げて行う大阪市公債の償還の財源に充てるとき

(施行の細目)

第6条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成23年度の一般会計の決算上の剰余金については、その一部を基金に積み立てないことができる。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

年度間の財源の調整を図るための資金を積み立て、もって本市財政の健全な運営に資するための基金を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

(基 金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 - 7 省 略

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。